

様式第3号(第11条関係)

審 議 会 等 調 書

名称	佐伯市歴史文化施設運営協議会		
設置目的	歴史文化施設の運営に関し、必要な事項を協議するため。		
設置根拠等	佐伯市歴史文化施設運営協議会条例		
設置年月日	平成27年 5月 1日	委員数	15人
審議事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化施設（佐伯市平和祈念館やわらぎ、城下町佐伯国木田独歩館及び歴史資料館）の運営の基本的事項に関すること。 ・その他、歴史文化施設の運営に関し、必要な協議事項がある場合に協議する。 		
事務局担当課名	佐伯市教育委員会社会教育課文化振興係 電話番号 22-4234		
備考			